

審第5547号—1
答申第350号
令和7年3月24日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年9月6日付け〇〇健福第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第331号

令和5年7月3日付けで審査請求人から提起された、令和5年6月27日付け〇〇健福第〇〇号で行った保有個人情報訂正決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年6月27日付け〇〇健福第〇〇号で行った保有個人情報訂正決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、〇〇年〇〇月〇〇日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）第15条第1項の規定により、「〇〇年〇〇月～現在まで、私が保健所に〇〇病院に投薬に関する説明義務を主治医が果たすよう指導をお願いした時の記録と、その都度〇〇の誰がどのような対応・説明をしたかという内容の全てが判る記録の全て。また直近の相談である、〇〇年〇〇月に〇〇が〇〇の救急搬送依頼を拒否した理由説明を求めた相談記録と、病院の誰が対応し、何を言ったかが判る記録の全て。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「相談・照会等記録票（受付番号：〇〇）」（以下「本件文書1」という。）、「相談・照会等記録票（受付番号：〇〇）」（以下「本件文書2」という。）、「相談・照会等記録票（受付番号：〇〇）」（以下「本件文書3」という。）、「相談・照会等記録票（受付番号：〇〇）」（以下「本件文書4」という。）、「相談・照会等記録票（受付番号：〇〇）」（以下「本件文書5」という。）、「相談・照会等記録票（受付番号：〇〇）」（以下「本件文書6」という。）、「相談・照会等記録票（受付番号：〇〇）」（以下「本件文書7」という。）、本件文書1から6までと併せて「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定して、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇健福第〇〇号にて自己情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和5年5月29日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第90条第1項の規定により、本件文書の一部に記載された個人情報の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

本件訂正請求の趣旨は、別表に記載の訂正を求めるものであり、その理由は、「訴訟資料とする為、正しい記録が必要」である。

- (4) 実施機関は、本件訂正請求に対し、別表中本件文書3に係る請求については「他の相談記録との整合性から、誤りが認められたため。」として訂正し、それ以外の請求については「発言があったか否か事実確認するものがなく、訂正の理由が認められないため。」として不訂正とする本件決定を行った。
- (5) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和5年7月3日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (6) 実施機関は、本件審査請求を受けて、法第105条第3項による読み替え後の同条第1項の規定により、令和5年9月6日付け〇〇健福第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求人が求める訂正内容が事実であることの証拠として3件の文書を提出するとともに、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

「千葉県知事が審査請求人に対して行い、令和5年6月27日付け〇〇健福第〇〇号により通知した部分訂正処分を取り消し、誤りのある箇所全ての訂正をする」との裁決を求める。

イ 本件審査請求の理由

訂正するとした箇所の訂正理由が、「他の相談記録との整合性から、誤りが認められたため。」という理由であれば、不訂正の箇所においても、他の相談記録との整合性から記載が誤りであることが判断出来るものがあるに関わらずそれを行わないことは訂正の理由との整合性がなく、また相談・照会等記録票に記載される相談内容を相談した当事者が話した事実や実際とは違い誤りがあると申告しているのであるから、そもそもこれを否定すること自体がおかしい。

職務に怠慢があると思えない誤りばかりの記載をしておきながら、当該課は請求人にばかり申告が事実であることの証拠を求めるが、これも実に一方的であり不公正である。しかし出来得る限り、請求人の求める訂正内容の方が事実であり、実際とも合致している証拠を念の為に提示する。

- (ア) “保有個人情報訂正請求書別紙の訂正の主旨”の①の11行目については、証拠1.の〇〇病院カルテにおけるアンダー箇所、「胸の痛みは術後に起こっていること」を訴えていたことを証明し、保健所にはこのことの説明をしたことの証明とする。

(イ) “訂正の主旨”の①の22行目については、証拠2.の〇〇病院カルテにおけるアンダー箇所で、「2年前」などではなく、「8年前」であることの証明とする。

また、「2年」でなく、「8年」であることは、“同相談記録・照会等記録票〇〇の相談内容の箇所4行目”に、「長期間、処方されていた〇〇」とあることから整合性から記載が誤りがあることは判るはずである。

(ウ) “相談・照会等記録票〇〇年〇〇月〇〇日③★新しい情報”の1行目、「〇〇で入院」などという事実がない為、そのような説明をするはずがなく、実際も「〇〇病棟への入院」であることの証明として、証拠3. 〇〇の入院時の領収証を証明とする。

その他の証明しきれない箇所である①の19行目及び35～36行目、③、⑤についても、これまでの同内容の相談の前後の記録による整合性から判断していただきたい。

本個人情報訂正請求の趣旨は、今後〇〇病院へ法的措置を求める可能性があり、その時に使用する相談記録としてより正確なものであることが重要である為、事実と誤りのある記載は訂正が必要である。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 千葉県〇〇保健所企画課による弁明書の3及び4への反論

弁明の内容は、公務員による怠慢の問題を無視した実に一方的なものであり、その整合性且つ合理性を欠く部分について一つ一つ反論する。

まず、社会通念上の「記録」の意味や、公務員による記録、千葉県〇〇保健所企画課（以下企画課）による相談・照会等記録票（以後相談記録）の作成意義及び機能について考えた時に、企画課による請求人に関する記録は「記録」としての体を成しておらず、その意義、機能を有していないのである。

本来「記録」とは、「後々に伝える必要から事実を書きしるすこと。記録は事実を書き手が読み手に正確に伝える手段であり、伝える相手である読み手の存在を忘れてはならない。（広辞苑）」というものであり、相談者本人が言ってもいないこと、実態や事実と反する記載は「記録」ではなく、単なる職員による「作文」であるから、「請求人が相談した通りの事実」また「その実態を反映した内容」に訂正を求めることは正当である。

企画課は、〇〇の名前すらも聞いた通りに記録することが出来なかったことから、訂正を求めている〇〇の病名等についても間違いがあることは容易に推認されるはずである。

(ア) “３．本件部分開示決定の文書について”

３．本件部分開示決定の文書についての、「本件文書は相談・照会等記録票であり、相談の時点で㉔聞き取った情報を記録するもので、㉔得られた情報の真偽を判断してから記録する性質のものではない。また本件文書は相談の概要を記録するもので、㉔一言一句逐語的に発言を記録するものではない。」という部分であるが、先ず㉔について、そもそも請求人は、「請求人が言ってもいないこと、事実ではないこと（〇〇の名前然り、入院時の病名然り）、実態に即していないことが記載されていること自体がおかしい」と云っているのであって、「聞き取った情報の記録」には全くなっていないこと自体を提言しているのである（証拠：〇〇の〇〇入院時の病名の間違いについては入院時の領収証を提出済みであり、入院した課により病名が確認出来る。）。

そして㉔「得られた情報の真偽を判断してから記録する性質のものではない」についても、「真偽の判断云々」に問題が摩り替えられているが、そもそも職員が相談者の相談内容の真偽の判断をする必要性はなく、相談者は県職員に対してそのようなことを求めてもいない。相談したことを正確性を持って誠実に記録さえすれば良いだけである。

本件は単に相談主体である請求人が言ってもいないこと、「得られた情報ではないことの記載自体」を問題提議しているのであるから、弁明は訂正請求の理由にも、記録の存在意義にも対応しておらず合理性がない。

また㉔についても、公務員による単なる職務怠慢の居直りとも受け取れる言い分に過ぎない。このような言い訳が通れば、何らの正確性も求められない公務員による相談記録は実にいい加減なものとなり、「記録」としての意義・機能からしても本末転倒であり公務員による怠慢が当たり前になってしまう。

このような発言があること自体が、公務員の職務に対する適当さ、怠慢を当たり前とする姿勢の顕れであり、地方公務員法第３０条にも抵触するおそれもある。

(イ) “４．不訂正理由及び訂正理由について”

４．不訂正理由及び訂正理由についての、「請求人が求める趣旨どおりの㉔発言の存否を事実確認するものがないため、訂正する理由があるとは認められない。ただし、㉔相談・照会等記録票（受付番号：〇〇）の〇〇の名前については、他の記録との整合性から訂正する理由が認められる。」という部分については、㉔についても、「〇〇の名前のついての存否の事実確認をするものもないまま」、単に「㉔他の

記録との整合性から訂正する理由が認められる」との当該課による「主観的理由のみ」で訂正が行われており、判断基準には一貫性がなく、確固たる根拠もないのである。

また㉗の理由により訂正が行えないというのであれば、請求人に対してのみ事実確認するものを求めるのは不公正であり、当該課に於いても「記録の方が正しい」という確固たる証拠の提示が必須であると思うが、請求人の求めには応じず、「証拠が提示出来なければ公務員の行ったことが正しい」とばかりに拒否をし、理不尽な対応に終始するばかりであった。

また㉘の理由で訂正が行えるのであれば、他の訂正を求める箇所に於いても、この3年間に渡って〇〇病院処方医からの薬に関する説明義務履行の指導の相談しか行っていないのであるから、〇〇の名前同様、前後の相談記録から〇〇への入院時の病名（抗うつ薬断薬症候群）に関する間違いについても整合性の確認をすれば良いだけであり、国民の利益を優先して考える時に、絶対に訂正出来ないというものではないはずである。

イ 結論

〇〇の名前同様に、請求人が言っておらず明らかに事実ではない、実態とも相違のある部分に関しては、記録としての機能を阻害しているのであって、千葉県知事は直ちに誤りを認め、訂正すべきである。

また問題となる当該課の相談記録は、今後〇〇病院に対して責任を求める訴訟を起こす可能性があることから重要な記録となり得るものであり、訴訟資料として提出することになることを鑑みても、請求人が相談して来た通りの実態を著した正しい内容に訂正する必要がある。

以上から、審査請求の通り、本件決定の取り消しを求め、その他の訂正を求めた箇所の訂正を求める。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨について

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 本件文書について

本件文書は相談・照会等記録票であり、相談の時点で聞き取った情報を記録するもので、得られた情報の真偽を判断してから記録する性質のものではない。また、本件文書は相談の概要を記録するもので、一言一句逐語的に発言を記録するものではない。

(3) 不訂正理由及び訂正理由について

請求人が求める趣旨どおりの発言の存否を事実確認するものがないため、訂正する理由があるとは認められない。ただし、相談・照会等記録票（受付番号：〇〇）の〇〇の名前については、他の記録との整合性から訂正する理由が認められる。

（４）弁明の内容について

本件訂正請求は相談時の発言の存否が問題になっている。本件審査請求において請求人は、前記３（１）イ（ア）から（ウ）までのとおり本件文書にある自身の発言の存否について訂正すべき事実としており、その根拠資料として、診療録や領収書を提出しているが、これらでは相談時における発言の存否について事実確認することができず、客観的な正誤の判定が不可能である。したがって、本件訂正請求には訂正する理由があるとは認められない。

５ 審議会の判断

（１）本件訂正請求について

本件訂正請求は、本件部分開示決定に基づき開示を受けた本件文書のうち、本件訂正請求に係る文書（以下「本件訂正請求対象文書」という。）に記載されている自己の個人情報に対する訂正請求である。

（２）本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件訂正請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記３（１）アのとおり、本件決定を取り消して、誤りのある箇所を訂正することを求めているので、以下、検討する。

（３）訂正の要否について

ア 法第９０条第１項は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するとき」は、その訂正を請求することができる」と規定し、法第９２条は、「行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない」と規定する。

イ 本件審査請求において審査請求人が訂正を求めている箇所は、審査請求人からの相談の受付時に職員が聴き取った内容を要約して記録したものであると認められる。

そして、法第９２条の「当該訂正請求に理由があると認めるとき」とは、訂正請求どおり個人情報の内容が事実でないことが判明したときをいうと考えられる。本件では、双方の主張内容のみでは、本件審査請求において審査請求人が訂正を求めている箇所と、本件訂正請求対象文書に係る相談の受付時に職員が聴き取った内容の正誤を確認することがで

きない。

なお、審査請求人は、本件審査請求において、自己の主張の根拠として病院のカルテの写し等を提出しているが、これらの書類はいずれも、相談の受付時に職員が聴き取った内容を明らかにするものとはいえない。

ウ したがって、本件審査請求において審査請求人が訂正を求めている箇所については訂正請求に理由があるとは認められず、本件訂正請求対象文書に記載された個人情報の一部を訂正しないとした実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年 9月 7日	諮問書（弁明書及び反論書の写しを含む。）の受理
令和6年12月24日	審議（令和6年度第8回第1部会）
令和7年 1月28日	審議（令和6年度第9回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会

別表

訂正請求 文書	訂正請求部分	訂正前	訂正後
本件文書 1	別添の11行 目	「その後、胸の痛みが 出て、〇〇年〇〇月に 〇〇手術を行った。」	（内容が反対）「〇〇年 〇〇月に〇〇手術を行っ た。その後胸がチクチク する、歩くと苦しいと言 うようになった。〇〇を 入れる前は胸に違和感や 苦しいということは一切 なかった。」
	別添の19行 目	「〇〇が原因ではない か」	「〇〇には震えの副作用 がある為、断薬しないと 確認診断も治療も出来 ないと言われた。処方医に 断薬は相談するようにと 言われる。」
	別添の22行 目	「2年前の」	「8年前の」
	別添の35行 目～36行目	「診療継続について、 信頼関係が構築できな いとして、担当医を交 代すると書面で連絡が 来た。」	（記録の不足）「〇〇医 師のいい加減な対応が続 いた為、また病状が難し くなってきた為、家族が 医師の交代出来ないのか という相談を医事課〇〇 にしたところ、『受付で 言えば簡単に替えてもら えます』と説明されただ けで〇〇医師しか予約の 取れる医師がいないこと など説明がなかった。」 「また患者本人が交代を 伝えていないに関わら ず、〇〇医師の逆恨みか ら一方的に予約をキャン セルされた。処方医であ

			りながらそのまま〇〇についての説明もなく、断薬相談も出来ないまま放置するという説明義務違反である。」
本件文書 3	「1 相談者」 「氏名」欄	「〇〇（〇〇：〇〇）」	「（〇〇：〇〇）」
本件文書 4	「対応内容」 欄の6行目	「『覚えていない』」	「『知らない、わからない、自分じゃない』」
本件文書 5	「相談内容」 欄の「★新しい情報」の1 行目	「〇〇で入院」	「〇〇の〇〇病棟に〇〇 の断薬症候群で入院」
本件文書 6	「対応内容」 欄の「＜対応＞」の2行目 以降	「今大事なのは早く〇 〇を入院させることでは？」～11行目の意 味不明な内容。	（相談内容の文脈とも、 これまで過去数回に渡っ て行って来た相談内容 〔入院させてくれない、 受け入れ先がなくて困っ ているという〕とも、対 応者の左記発言記載とは 齟齬があり、またその後 の意味不明な作文もおかし い。）→削除